

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
1. はじめに 淀川水系河川整備計画（以下、「本計画」という。）の対象区間は、淀川水系の指定区間外区間(以下、「国管理区間」という。)とする。ただし、計画策定上必要となる指定区間（以下、「府県管理区間」という。）、流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。 本計画の対象期間は概ね 30 年間とする。ただし、本計画に 30 年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでおらず、現時点で必要と考えられるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容を追加していくものとする。 あわせて、計画の内容については、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。 本計画における「4. 河川整備の方針と具体的な整備内容」において、「実施する」と記述している施策は、本計画期間内に実施していく。「検討して実施する」と記述している施策は、詳細な事項について検討・調整を行った上で、本計画期間内に実施していく。また、「検討する」と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていくものであり、実施するとの検討結果がでた時点で、本計画の変更を行う。 今後の河川整備に向けて、河川整備計画の基本的考え方については、以下のとおりである。	1. はじめに 淀川水系河川整備計画（以下、「本計画」という。）の対象区間は、淀川水系の指定区間外区間(以下、「国管理区間」という。)とする。ただし、計画策定上必要となる指定区間（以下、「府県管理区間」という。）、流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。 本計画の対象期間は概ね 30 年間とする。ただし、本計画に 30 年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでおらず、現時点で必要と考えられるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容を追加していくものとする。 あわせて、計画の内容については、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。 本計画の実施にあたっては、関係機関等との協議や調整を図っていく。 本計画における「4. 河川整備の方針と具体的な整備内容」において、「実施する」と記述している施策は、本計画期間内に実施していく。「検討して実施する」と記述している施策は、詳細な事項について検討・調整を行った上で、本計画期間内に実施していく。また、「検討する」と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていくものであり、実施するとの検討結果がでた時点で、本計画の変更を行う。 今後の河川整備に向けて、河川整備計画の基本的考え方については、以下のとおりである。	各知事意見を踏まえ修正

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4.2.4. 川本来のダイナミズムの再生 河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善やダムへの運用の改善など必要な方策を実施する。 (1) 水位変動リズムの回復 治水への影響や水需要の抑制をふまえた治水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰等の試行操作を行い、自然の水位変動に近づける。 一方、琵琶湖の水位低下の長期化による湖内環境の変化を予防することも必要であり、自然の水位変動も考慮した上で、できるだけ琵琶湖の水位は保持することとし、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を試行するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。 堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育・繁殖環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。 1) 淀川大堰による水位操作の改善 淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行の OP+3.0m から OP+2.5m に概ね 50cm 低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を行い、概ね 10 年以内を目途に操作方法を確立する。 また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。 2) 瀬田川洗堰による水位操作の改善 琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。 3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討 洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4.2.4. 川本来のダイナミズムの再生 河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善やダムへの運用の改善など必要な方策を関係機関と協議・調整をした上で実施する。 (1) 水位変動リズムの回復 治水への影響や水需要の抑制をふまえた治水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰等の試行操作を行い、自然の水位変動に近づける。 一方、琵琶湖の水位低下の長期化による湖内環境の変化を予防することも必要であり、自然の水位変動も考慮した上で、できるだけ琵琶湖の水位は保持することとし、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を試行するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。 堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育・繁殖環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。 1) 淀川大堰による水位操作の改善 淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行の OP+3.0m から OP+2.5m に概ね 50cm 低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を行い、概ね 10 年以内を目途に操作方法を確立する。 また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。 2) 瀬田川洗堰による水位操作の改善 琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。 3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討 洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水	大阪府、兵庫県知事意見を踏まえ修正

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。 ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制 ③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保 4) 既設ダムにおける弾力的運用等の検討 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。(写真4.2.4-1) また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム 木津川 青蓮寺ダム	利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。 ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制 ③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保 4) 既設ダムにおける弾力的運用等の検討 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。(写真4.2.4-1) また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム 木津川 青蓮寺ダム	

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
4.2.5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築 (1) 流域対策と連携した水質の保全 これまでの流域における社会活動、河川の整備が淀川の水質に与えている影響を真摯に受け止め、河川やダム貯水池及び沿岸海域の水質及び底質の改善には、河川内での浄化対策に加えて、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを強力に進めることにより、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」や「大阪湾の再生」の実現を目指す。 このため、現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川へ総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」を検討して設立する。 また、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましいなど、平常時における河川水質の新たな目標(生物指標による目標を含む)を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)が行う水質保全活動について支援を行い、流域をも対象としたデータの共有化を図る。 油やその他の化学物質の流出事故などを早期に発見するため、即時的な水質監視体制の強化や住民・住民団体(NPO等)による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。また、重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮した改善対策を実施する。 琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の改善についても、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に進める。 さらに、ダム貯水池の水質についても、下流への放流の影響を勘案して改善対策を検討して実施する。 1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討 現在の水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みは、①点源負荷の削減(工場排水規制、下水道事業及び農業集落排水事業等の推進)、②各関係機関における水質情報等の交換、③油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等である。 流域全体として水循環をふまえた統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の	4.2.5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築 (1) 流域対策と連携した水質の保全 これまでの流域における社会活動、河川の整備が淀川の水質に与えている影響を真摯に受け止め、河川やダム貯水池及び沿岸海域の水質及び底質の改善には、河川内での浄化対策に加えて、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを強力に進めることにより、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」や「大阪湾の再生」の実現を目指す。 このため、現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川へ総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」を検討して設立する。 また、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましいなど、平常時における河川水質の新たな目標(生物指標による目標を含む)を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)が行う水質保全活動について支援を行い、流域をも対象としたデータの共有化を図る。 油やその他の化学物質の流出事故などを早期に発見するため、即時的な水質監視体制の強化や住民・住民団体(NPO等)による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。また、重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮した改善対策を実施する。 琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の改善についても、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に進める。 さらに、ダム貯水池の水質についても、下流への放流の影響を勘案して改善対策を検討して実施する。 1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討 現在の水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みは、①点源負荷の削減(工場排水規制、下水道事業及び農業集落排水事業等の推進)、②各関係機関における水質情報等の交換、③油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等である。 流域全体として水循環をふまえた統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の	

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
従来の委員に加え、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動・水質等に詳しい有識者が参加した「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」を設立することとし、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」の水環境に関する分科会の中で具体の枠組み等について引き続き検討を進める。 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」では、以下の項目について検討する。 ・河川の特性に応じた、わかりやすい水質目標の設定 ・関係機関等との情報共有の強化 ・住民連携強化のための一層の取り組み ・油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化 ・具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の確立 この「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」に先立ち、河川管理者として実行可能な以下の施策について実施する。 ①水質管理体制の強化 平常時における監視地点、監視頻度（24 時間リアルタイム化を含む。）、監視項目を追加して、監視体制の強化を図る。 ②淀川流域の水物質循環に係る調査 水質汚濁メカニズムを含め、流域全体での物質循環の解明が必要であることから、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省と国土交通省の 5 省の連携で推進する「自然共生型流域圏・都市再生」の一貫として、淀川流域の水物質循環機構を的確に把握することにより、流域管理データベースとモデルの構築を目指し、琵琶湖・淀川流域の水環境総合管理システムの構築を図る。 ③住民連携 ・データベースやリアルタイム水質データを住民が容易に見ることができるようにする等、住民への情報提供システムの強化 ・水質学習会等 ・学校、住民・住民団体(NPO 等)と連携した水生生物調査：(写真 4. 2. 5-1, 2) 2) 琵琶湖の水質保全対策 ①水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加	従来の委員に加え、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動・水質等に詳しい有識者が参加した「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」を設立することとし、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」の水環境に関する分科会の中で具体の枠組み等について引き続き検討を進める。 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」では、以下の項目について検討する。 ・河川の特性に応じた、わかりやすい水質目標の設定 ・関係機関等との情報共有の強化 ・住民連携強化のための一層の取り組み ・油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化 ・具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の確立 この「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」に先立ち、河川管理者として実行可能な以下の施策について実施する。 ①水質管理体制の強化 平常時における監視地点、監視頻度（24 時間リアルタイム化を含む。）、監視項目を追加して、監視体制の強化を図る。 ②淀川流域の水物質循環に係る調査 水質汚濁メカニズムを含め、流域全体での物質循環の解明が必要であることから、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省と国土交通省の 5 省の連携で推進する「自然共生型流域圏・都市再生」の一貫として、淀川流域の水物質循環機構を的確に把握することにより、流域管理データベースとモデルの構築を目指し、琵琶湖・淀川流域の水環境総合管理システムの構築を図る。 ③住民連携 ・データベースやリアルタイム水質データを住民が容易に見ることができるようにする等、住民への情報提供システムの強化 ・水質学習会等 ・学校、住民・住民団体(NPO 等)と連携した水生生物調査：(写真 4. 2. 5-1, 2) 2) 琵琶湖の水質保全対策 ①水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加	

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。 ②琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。 ③自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究について、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。 3) 河川の水質保全対策 ①大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川本川の流況を勘案しながら、淀川からの導水を継続して運用する。 ②水を介して病原性微生物が体内に侵入し病気を引き起こす水系感染症の不安回避など安心して水が飲める暮らしを確保するため、河川水と都市排水の分離や植生等による自然浄化などを流水保全水路の活用を含め検討の上、水質保全対策を実施する。 ③河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。 ④淀川の汽水域、淀川大堰の湛水域において底質モニタリングを実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する 4) ダム貯水池の水質保全対策 ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。 ダム貯水池でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境	等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。 ②琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。 ③自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究について、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。 3) 河川の水質保全対策 ①大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川本川の流況を勘案しながら、淀川からの導水を継続して運用する＝とともに、さらなる改善に向けた検討を行う。 ②水を介して病原性微生物が体内に侵入し病気を引き起こす水系感染症の不安回避など安心して水が飲める暮らしを確保するため、河川水と都市排水の分離や植生等による自然浄化などを流水保全水路の活用を含め検討＝し、事業の効果、負担の考え方等を整理した上で水質保全対策を実施する。 ③河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。 ④淀川の汽水域、淀川大堰の湛水域において底質モニタリングを実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。 4) ダム貯水池の水質保全対策 ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。 ダム貯水池でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境	大阪府知事意見を踏まえ修正 大阪府知事意見を踏まえ修正

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
への影響を軽減するため、曝気装置の新增設や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。 なお、曝気装置などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運用改善を図る。 ①新たに深層曝気および循環曝気設備等の設置を行い貯水池内の水質の改善を図る対策を実施する。 室生ダム ②放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム ③底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム貯水池及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討して実施する。 青蓮寺ダム ④既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効果的な運用改善を図る。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ⑤既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ⑥既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。 高山ダム、布目ダム（写真 4. 2. 5-3、図 4. 2. 5-1） ⑦水質保全等を目的とした既設の副ダムの機能を維持する。 室生ダム、布目ダム（写真 4. 2. 5-4） ⑧ダム湖の水質調査や底質モニタリングを継続実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム	への影響を軽減するため、曝気装置の新增設や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。 なお、曝気装置などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運用改善を図る。 ①新たに深層曝気および循環曝気設備等の設置を行い貯水池内の水質の改善を図る対策を実施する。 室生ダム ②放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム ③底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム貯水池及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討して実施する。 青蓮寺ダム ④既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効果的な運用改善を図る。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ⑤既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム ⑥既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。 高山ダム、布目ダム（写真 4. 2. 5-3、図 4. 2. 5-1） ⑦水質保全等を目的とした既設の副ダムの機能を維持する。 室生ダム、布目ダム（写真 4. 2. 5-4） ⑧ダム湖の水質調査や底質モニタリングを継続実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム	

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
4. 3. 治水・防災 4. 3. 1. 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方 洪水や高潮・地震による災害の発生の防止または軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた長期的な視点に立った目標を目指して取り組むこととするが、河川整備計画の対象期間内においては、以下の考え方で治水・防災対策を進めることとする。 人口、資産が高度に集積している大阪平野をはじめとした淀川流域の平野部は高い堤防で守られており、一旦堤防が決壊すれば壊滅的な被害が発生する。このような事態は極力回避すべきであるが、絶対に壊れない堤防を築造することはできない。このため、確実に効果が得られる対策として、洪水調節施設により同じ降雨でも河川に流れ出す量を減らす方策（ためる）や、河道を大きくして同じ水量でも低い水位で流下させる方策（ながす）により洪水時の水位を下げ、堤防への負荷を少なくし決壊による壊滅的な被害をできる限り回避することが治水の基本的な考え方である。このことは万一堤防が決壊した場合でも氾濫量や氾濫流のエネルギーを少なくし氾濫被害を軽減することにもつながる。 淀川水系では、これまで工事実施基本計画に基づき 8 つのダムを整備するとともに、流域の中でも特に人口・資産が集積している下流側から集中的に河川整備を実施してきた。この結果、淀川本川では現況で計画規模の洪水が発生した場合、中上流部で氾濫が生じることもあり、計画高水位以下で洪水を流下させることができる段階まで安全度が向上している。 この間、河川整備をほとんど行うことができなかった中上流部の改修については、淀川水系全体の安全度の向上を図る観点から、いよいよ着手する時期となっている。この際、淀川本川における現況の安全度を堅持するため、中上流部の改修とあわせて、まずは下流部の流下能力増強につながる橋梁改築を実施し、さらに中上流部のみならず下流流量も低減させる効果を有する、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム等の洪水調節施設の整備を行うこととする。 また、各支川には狭窄部が存在し、その上流は浸水常襲地帯となっている。このため、狭窄部及びその上流で河川改修を行った場合には、狭窄部への洪水のピーク流入量が増大することとなるが、いったん狭窄部に流入した洪水は氾濫することなく	4. 3. 治水・防災 4. 3. 1. 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方 洪水や高潮・地震による災害の発生の防止または軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた長期的な視点に立った目標を目指して取り組むこととするが、河川整備計画の対象期間内においては、以下の考え方で治水・防災対策を進めることとする。 人口、資産が高度に集積している大阪平野をはじめとした淀川流域の平野部は高い堤防で守られており、一旦堤防が決壊すれば壊滅的な被害が発生する。このような事態は極力回避すべきであるが、絶対に壊れない堤防を築造することはできない。このため、確実に効果が得られる対策として、洪水調節施設により同じ降雨でも河川に流れ出す量を減らす方策（ためる）や、河道を大きくして同じ水量でも低い水位で流下させる方策（ながす）により洪水時の水位を下げ、堤防への負荷を少なくし決壊による壊滅的な被害をできる限り回避することが治水の基本的な考え方である。このことは万一堤防が決壊した場合でも氾濫量や氾濫流のエネルギーを少なくし氾濫被害を軽減することにもつながる。 淀川水系では、これまで工事実施基本計画に基づき 8 つのダムを整備するとともに、流域の中でも特に人口・資産が集積している下流側から集中的に河川整備を実施してきた。この結果、淀川本川では現況で計画規模の洪水が発生した場合、中上流部で氾濫が生じることもあり、計画高水位以下で洪水を流下させることができる段階まで安全度が向上している。 この間、河川整備をほとんど行うことができなかった中上流部の改修については、淀川水系全体の安全度の向上を図る観点から、いよいよ着手する時期となっている。この際、淀川本川における現況の安全度を堅持するため、中上流部の改修とあわせて、まずは下流部の流下能力増強につながる橋梁改築を実施し、さらに中上流部のみならず下流流量も低減させる効果を有する、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム等の洪水調節施設の整備を行うこととする。これにより洪水調節施設下流の各支川の治水安全度の向上も期待できる。 また、各支川には狭窄部が存在し、その上流は浸水常襲地帯となっている。このため、狭窄部及びその上流で河川改修を行った場合には、狭窄部への洪水のピーク流入量が増大することとなるが、いったん狭窄部に流入した洪水は氾濫することなく	他の修正箇所に関連して修正

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
そのまま下流に達し、狭窄部下流の災害リスクが増大することから、流量増を極力抑制するよう、狭窄部の上下流バランスを確保しながら河川整備を進めることとする。 これらを実施することにより、せめて戦後、実際に経験したすべての洪水を、淀川水系全体で川の中で安全に流下させることができるようにするものである。 琵琶湖においては、現在淀川本川・宇治川において洪水被害が生じるおそれがある場合、下流の流量を低減させるために瀬田川洗堰の放流量を制限（全閉操作を含む）しているが、これにより、琵琶湖の水位が高い状態が長期間続き、人為的に琵琶湖周辺地域の災害リスクを増大させることとなる。このため下流で被害が生じるおそれがなくなった場合に速やかに琵琶湖の水位を低下させるための後期放流対策を推進していくこととする。 堤防については、全川にわたって存在する脆弱な箇所に対し、断面拡大、侵食防止工、ドレーン工及び天端舗装等の堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。 さらに、淀川下流部においては、人口、資産が高密度に集積していることから、淀川本川ではまちづくりとあわせて高規格堤防を整備していく。 なお、現在のところ一連の堤防で耐越水機能を確保する技術的知見が明らかになっていないため、耐越水機能を確保するための堤防の整備を行うことはできない。このため、一連の堤防で耐越水機能を確保する技術について引き続き調査・研究を進めることとする。 あわせて、近年、地球温暖化に伴う洪水の激化が懸念されるとともに、河川整備の途上において施設能力を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するよう、住民、自治体等と連携した危機管理体制の構築等のソフト対策や水害に強い地域づくりをさらに進めていくこととする。	そのまま下流に達し、狭窄部下流の災害リスクが増大することから、流量増を極力抑制するよう、狭窄部の上下流バランスを確保しながら河川整備を進めることとする。 これらを実施することにより、せめて戦後、実際に経験したすべての洪水を、淀川水系全体で川の中で安全に流下させることができるようにするものである。 実施については、上下流の河川整備の進捗状況、水害の発生状況及び国・自治体の財政状況などを考慮しながら優先順位を定め実施すべき事業を行うものとする。 琵琶湖においては、現在淀川本川・宇治川において洪水被害が生じるおそれがある場合、下流の流量を低減させるために瀬田川洗堰の放流量を制限（全閉操作を含む）しているが、これにより、琵琶湖の水位が高い状態が長期間続き、人為的に琵琶湖周辺地域の災害リスクを増大させることとなる。このため下流で被害が生じるおそれがなくなった場合に速やかに琵琶湖の水位を低下させるための後期放流対策を推進していくこととする。 堤防については、全川にわたって存在する脆弱な箇所に対し、断面拡大、侵食防止工、ドレーン工及び天端舗装等の堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。 さらに、淀川下流部においては、人口、資産が高密度に集積していることから、淀川本川ではまちづくりとあわせて高規格堤防を整備していく。 なお、現在のところ一連の堤防で耐越水機能を確保する技術的知見が明らかになっていないため、耐越水機能を確保するための堤防の整備を行うことはできない。このため、一連の堤防で耐越水機能を確保する技術について引き続き調査・研究を進めることとする。 あわせて、近年、地球温暖化に伴う洪水の激化が懸念されるとともに、河川整備の途上において施設能力を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するよう、住民、自治体等と連携した危機管理体制の構築等のソフト対策や水害に強い地域づくりをさらに進めていくこととする。	他の修正箇所に関連して修正

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (2) 堤防強化の実施 堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。 このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により、堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。(図 4. 3. 2-4) あわせて対策効果等のモニタリングを実施する。 詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある区間は以下のとおりである。(表 4. 3. 2-1、図 4. 3. 2-5～15) <各河川における堤防強化の進め方> 堤防強化については、その対策が必要となる区間は 81. 5 k m と長く、その対策には相当な費用と期間を必要とすることから、各区分毎の安全性や緊急性をふまえ優先度の高いところから実施する。 ①安全性が特に低く被災履歴のある区分(優先区分計 3. 1km)については平成 21 年度を目途に対策を完了させる。 ②背後地に人口資産が稠密している区分(淀川下流計 19. 4km)については 5 ヶ年を目途に対策を完了させる。 ③琵琶湖後期放流時、長時間高水位が継続する区分(宇治川 2. 9km)については 10 ヶ年を目途に対策を完了させる。 ④これ以外の区分(計 56. 1km)においては、戦後最大の洪水による堤防決壊の危険性や現況堤防高さ、背後の人家密集状況をふまえ緊急区分(計 9. 0km)を定め 10 ヶ年を目途に対策を完了させる。緊急区分以外(計 47. 1km)は整備計画期間内に整備を完了させる。	4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (2) 堤防強化の実施 堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。 このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により、堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。(図 4. 3. 2-4) あわせて対策効果等のモニタリングを実施する。 詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある区間は以下のとおりである。(表 4. 3. 2-1、図 4. 3. 2-5～15) <各河川における堤防強化の進め方> 堤防強化については、その対策が必要となる区間は 81. 5 k m と長く、その対策には相当な費用と期間を必要とすることから、各区分毎の安全性や緊急性をふまえ優先度の高いところから実施する。 また、出水による堤防の被災状況などを踏まえ、下記区分以外で安全性の低い区分が抽出された場合には、必要な対策を検討のうえ実施する。 ①安全性が特に低く被災履歴のある区分(優先区分計 3. 1km)については平成 21 年度を目途に対策を完了させる。 ②背後地に人口資産が稠密している区分(淀川下流計 19. 4km)については 5 ヶ年を目途に対策を完了させる。 ③琵琶湖後期放流時、長時間高水位が継続する区分(宇治川 2. 9km)については 10 ヶ年を目途に対策を完了させる。 ④これ以外の区分(計 56. 1km)においては、戦後最大の洪水による堤防決壊の危険性や現況堤防高さ、背後の人家密集状況をふまえ緊急区分(計 9. 0km)を定め 10 ヶ年を目途に対策を完了させる。緊急区分以外(計 47. 1km)は整備計画期間内に整備を完了させる。 表及び図を修正	京都府知事意見を踏まえ修正 時点修正

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
(3) 川の中で洪水を安全に流下させるための対策 1) 淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方 下流で発生する洪水は、上流から流下してくる洪水により生じるものである。仮に上流で河川整備が行われていない状態においても下流に到達する洪水に対しては、下流で適切に対策を講じる必要がある。このような状態において、上流で流下能力の向上を図るために築堤や河道掘削を行った場合、本来氾濫していた水を集め下流に誘導することで下流に人為的な流量増を生じさせることとなり、下流の堤防決壊リスクが増大する。 このことをふまえ、上下流バランスの基本命題を以下のとおり定めることとし、上中下流間の具体的な基準について、それぞれの特性に応じ、この基本命題に照らして設定する。 ・上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する。 ・河川整備によって、流域全体の被害が最小となるよう、また各区間の治水安全度を現在より低下させることがないよう整備を進める。この際、事業実施上の社会的影響を可能な限り小さくする。 ①淀川本川と中上流の間における上下流バランス 淀川本川においては、上流に降った雨を人為的に集めて下流に流下させている現状に鑑み、これまで先行して河床掘削等を実施し流下能力を向上させてきた。現況においては、中上流の整備水準が低いため洪水氾濫が発生することもあり、結果として、計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることが可能となっている。また、河川整備基本方針で目標としている河川整備が達成された段階でも、当然、淀川本川を含む水系全体で計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることを目指している。このことをふまえ、淀川本川と中上流との間の上下流バランスを確保する基準として以下のとおり設定する。 ○整備のいかなる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進める。 ②狭窄部の上下流における上下流バランス 仮に狭窄部の上流で河川改修が行われていなかった場合でも、上流で氾濫した洪水は狭窄部入口に集まり、いったん狭窄部に流入すると氾濫することなく下流に流下するため、狭窄部下流区間で計画高水位を上回る事態は発生し得る。狭窄部上流における河道整備等による流量増は下流の流量の増加につな	(3) 川の中で洪水を安全に流下させるための対策 1) 淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方 下流で発生する洪水は、上流から流下してくる洪水により生じるものである。仮に上流で河川整備が行われていない状態においても下流に到達する洪水に対しては、下流で適切に対策を講じる必要がある。このような状態において、上流で流下能力の向上を図るために築堤や河道掘削を行った場合、本来氾濫していた水を集め下流に誘導することで下流に人為的な流量増を生じさせることとなり、下流の堤防決壊リスクが増大する。 このことをふまえ、上下流バランスの基本命題を以下のとおり定めることとし、上中下流間の具体的な基準について、それぞれの特性に応じ、この基本命題に照らして設定する。 ・上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する。 ・河川整備によって、流域全体の被害が最小となるよう、また各区間の治水安全度を現在より低下させることがないよう整備を進める。この際、事業実施上の社会的影響を可能な限り小さくする。 ①淀川本川と中上流の間における上下流バランス 淀川本川においては、上流に降った雨を人為的に集めて下流に流下させている現状に鑑み、これまで先行して河床掘削等を実施し流下能力を向上させてきた。現況においては、中上流の整備水準が低いため洪水氾濫が発生することもあり、結果として、計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることが可能となっている。また、河川整備基本方針で目標としている河川整備が達成された段階でも、当然、淀川本川を含む水系全体で計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることを目指している。このことをふまえ、淀川本川と中上流との間の上下流バランスを確保する基準として以下のとおり設定する。 ○整備のいかなる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進める。 ②狭窄部の上下流における上下流バランス 仮に狭窄部の上流で河川改修が行われていなかった場合でも、上流で氾濫した洪水は狭窄部入口に集まり、いったん狭窄部に流入すると氾濫することなく下流に流下するため、狭窄部下流区間で計画高水位を上回る事態は発生し得る。狭窄部上流における河道整備等による流量増は下流の流量の増加につな	

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
がることから、可能な限り狭窄部上流における流量増を抑制することが第一義的に重要である。以上をふまえ、狭窄部上下流のバランスを確保する基準として以下のとおり設定する。 ○狭窄部及びその上流で必要な河道整備等を行う場合、整備目標とする洪水が生起した際の狭窄部への流入量が、河川改修や洪水調節施設の整備をおこなっていない自然状態注)のときの流入量を上回らないよう、上流で可能なかぎり洪水調節施設を整備し、下流への流量増を抑制する。 注) 自然状態とは、現在の河道整備状況でダム・遊水地等の洪水調節施設が整備されていない状態。 ○これが困難な場合は、上流で可能な限り洪水調節施設を整備することにより流量増を抑制することと併せて下流の流下能力の向上等を図り、計画規模以下の洪水が狭窄部開削前よりも安全に流下できる範囲で狭窄部の開削を実施する ③猪名川と神崎川との間における上下流バランス 猪名川と神崎川との間については、猪名川兵庫県側と合流点下流の神崎川兵庫県側とは氾濫区域が同一である一連区間として捉えることが適切であり、また猪名川合流点より下流の神崎川の水位は、神崎川本川からの流出量の影響も大きい。このため、猪名川と神崎川との間における上下流バランス確保の基準については、以下のとおり設定する。 ○神崎川において整備目標とする洪水については、猪名川で整備目標とする対策を行った後においても、猪名川合流点より下流の神崎川の水位を計画高水位以下とする。 2) 淀川本川 戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水に対応する河川整備を、桂川、宇治川・瀬田川、木津川で先行して完了させた場合、計画規模の降雨が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。 淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。それらのうち、事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に完成させる。また、橋梁周辺は家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要するこ	がることから、可能な限り狭窄部上流における流量増を抑制することが第一義的に重要である。以上をふまえ、狭窄部上下流のバランスを確保する基準として以下のとおり設定する。 ○狭窄部及びその上流で必要な河道整備等を行う場合、整備目標とする洪水が生起した際の狭窄部への流入量が、河川改修や洪水調節施設の整備をおこなっていない自然状態注)のときの流入量を上回らないよう、上流で可能なかぎり洪水調節施設を整備し、下流への流量増を抑制する。 注) 自然状態とは、現在の河道整備状況でダム・遊水地等の洪水調節施設が整備されていない状態。 ○これが困難な場合は、上流で可能な限り洪水調節施設を整備することにより流量増を抑制することと併せて下流の流下能力の向上等を図り、計画規模以下の洪水が狭窄部開削前よりも安全に流下できる範囲で狭窄部の開削を実施する ③猪名川と神崎川との間における上下流バランス 猪名川と神崎川との間については、猪名川兵庫県側と合流点下流の神崎川兵庫県側とは氾濫区域が同一である一連区間として捉えることが適切であり、また猪名川合流点より下流の神崎川の水位は、神崎川本川からの流出量の影響も大きい。このため、猪名川と神崎川との間における上下流バランス確保の基準については、以下のとおり設定する。 ○神崎川において整備目標とする洪水については、猪名川で整備目標とする対策を行った後においても、猪名川合流点より下流の神崎川の水位を計画高水位以下とする。 2) 淀川本川 戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水に対応する河川整備を、桂川、宇治川・瀬田川、木津川で先行して完了させた場合、計画規模の降雨が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。 淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。それらのうち、事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に完成させる。また、橋梁周辺は家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要するこ	

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
とから、伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても、関係機関と順次調整を図り検討する。 阪神電鉄西大阪線橋梁の改築後においても、計画規模の降雨が生起した場合には、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、これを生じさせないよう河川改修に先行して現在事業中の洪水調節施設（天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、川上ダム）を順次整備する。（図 4. 3. 2-16） また、大戸川ダムの整備により、治水安全度の低い大戸川流域において戦後最大洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水による浸水被害の軽減を図ることが可能になる。なお、大戸川ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、利水、発電の撤退に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとして整備することとし、事業の実施にあたっては、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を実施する。（図 4. 3. 2-17）	とから、伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても、関係機関と順次調整を図り検討する。 阪神電鉄西大阪線橋梁の改築後においても、計画規模の降雨が生起した場合には、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、これを生じさせないよう中・上流部の河川改修の進捗と整合を取りながらに先行して現在事業中の洪水調節施設（川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、川上ダム）を順次整備する。（図 4. 3. 2-16） また、大戸川ダムの整備により、治水安全度の低い大戸川流域において戦後最大洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水による浸水被害の軽減を図ることが可能になる。なお、大戸川ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、利水の、発電撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするがして整備することとし、ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。また、これまで進捗してきた準備工事である県道大津信楽線の付替工事については、交通機能を確保できる必要最小限のルートとなるよう見直しを行うなど徹底的にコストを削減した上で継続して実施する。事業の実施にあたっては、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を実施する。（図 4. 3. 2-17）	滋賀県、京都府、大阪府知事意見を踏まえ修正
3) 宇治川 山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m³/s の流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。 これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率で概ね 1/150 の洪水に対応できることとなる（図 4. 3. 2-18～21、写真 4. 3. 2-6）。なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。	3) 宇治川 山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m³/s の流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。 これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率で概ね 1/150 の洪水に対応できることとなる（図 4. 3. 2-18～21、写真 4. 3. 2-6）。なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。	

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
4) 桂川 現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低く、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させる河道掘削を実施する。具体的な掘削箇所及び方法については、所要の効果を得つつ、環境の改善につながるように本川の掘削も含めて検討する。 嵐山地区についても、戦後最大洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水に対応した整備を実施する。整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。 亀岡地区については、戦後最大洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させることを目標に、関係自治体と調整する。 保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。	4) 桂川 現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低く、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させる ことを目指して河道掘削を実施する。具体的な掘削箇所及び方法については、洪水調節施設の整備状況とその効果を検証しつつ、淀川本川の治水安全度を低下させず、段階的かつ早急に実施する。所要の効果を得つつ、環境の改善につながるように本川の掘削も含めて検討する。 嵐山地区についても、戦後最大洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水 へのに対応 を目指した整備を実施する。整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。 亀岡地区については、戦後最大洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させることを目標に、関係自治体と調整する。 保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。 断面図挿入	京都府、大阪府知事意見を踏まえ修正 京都府知事意見を踏まえ修正
5) 木津川 木津川では、狭窄部下流の河川整備が進捗しておらず、また、その整備には長期間を要する。このため、狭窄部上流上野地区の浸水対策として、下流の流量増加を生じる河川改修のみで対処することは困難であることから、現在実施中の上野遊水地と川上ダムを完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等の河川改修を併せて実施する。これらの対策を併せて実施することによって、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を狭窄部上流の上野地区において安全に流下させることができる。また、あわせて戦後最大の洪水を狭窄部下流の木津川において安全に流下させることができるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えることが可能となる。(図 4. 3. 2-22)	5) 木津川 木津川では、狭窄部下流の河川整備が進捗しておらず、また、その整備には長期間を要する。このため、狭窄部上流上野地区の浸水対策として、下流の流量増加を生じる河川改修のみで対処することは困難であることから、現在実施中の上野遊水地と川上ダムを完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等の河川改修を併せて実施する。これらの対策を併せて実施することによって、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を狭窄部上流の上野地区において安全に流下させることができる。また、あわせて戦後最大の洪水を狭窄部下流の木津川において安全に流下させることができるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えることが可能となる。(図 4. 3. 2-22)	

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
なお、川上ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、利水の一部縮小・撤退、発電の撤退をふまえ、治水及び利水目的の多目的ダムとして実施することとする。また、川上ダムでは木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の視点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。事業の実施にあたっては、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を実施する。（図 4. 3. 2-23） また、木津川島ヶ原地区では、一部堤防が完成していない箇所において道路整備と一体的に築堤を実施し一連区間を完成させる。名張川において昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させるために引堤及び河道掘削を実施する。（図 4. 3. 2-24） 岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。 6）瀬田川 瀬田川では、琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において 1,500m³/s の流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。（写真 4. 3. 2-7 図 4. 3. 2-25） さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。（写真 4. 3. 2-8） 7）琵琶湖及び琵琶湖流入河川 琵琶湖周辺においては、甚大な被害を生じさせた実績洪水である明治 29 年 9 月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した	なお、上野遊水地については、関係自治体等と調整しながら管理方法を検討することとし、川上ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、利水の一部縮小・撤退、発電の撤退をふまえ、治水及び利水目的の多目的ダムとして早期に実施することとする。また、川上ダムでは木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の視点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。事業の実施にあたっては、コスト縮減や負担の平準化に努めるとともに、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を実施する。（図 4. 3. 2-23） また、木津川島ヶ原地区では、一部堤防が完成していない箇所において道路整備と一体的に築堤を実施し一連区間を完成させる。名張川において昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させるために引堤及び河道掘削を実施する。（図 4. 3. 2-24） 岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。 6）瀬田川 瀬田川では、琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において 1,500m³/s の流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。（写真 4. 3. 2-7 図 4. 3. 2-25） さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。（写真 4. 3. 2-8） 7）琵琶湖及び琵琶湖流入河川 琵琶湖周辺においては、甚大な被害を生じさせた実績洪水である明治 29 年 9 月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した	三重県知事意見を踏まえ修正 京都府、大阪府、三重県知事意見を踏まえ修正

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、水害に強い地域づくり協議会等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、避難経路の確保策等の検討を引き続き行う。 一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じる。 このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。 天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るためには、洪水調節施設によって対策を講じることが有効である。このことから、現在事業中の丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う。 さらに、大津市の中心部を流下する 8 河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。(写真 4.3.2-9、図 4.3.2-26) 8) 神崎川、猪名川 猪名川では、総合治水対策特定河川事業として川西・池田地区における築堤・護岸及び河道掘削を継続して実施するとともに、戦後最大洪水である昭和 35 年台風 16 号洪水を安全に流下させる河道掘削を国が管理する区間において実施する。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、3,400m³/s の流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る。	上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、水害に強い地域づくり協議会等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、避難経路の確保策等の検討を引き続き行う。 一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じる。 このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。 天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るためには、洪水調節施設によって対策を講じることが有効である。このことから、現在事業中の丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う。 さらに、大津市の中心部を流下する 8 河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。(写真 4.3.2-9、図 4.3.2-26) 8) 神崎川、猪名川 猪名川では、総合治水対策特定河川事業として川西・池田地区における築堤・護岸及び河道掘削を継続して実施するとともに、戦後最大洪水である昭和 35 年台風 16 号洪水を安全に流下させる河道掘削を国が管理する区間において実施する。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、3,400m³/s の流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る。	

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流においても昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることが可能となる。なお、狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施（実施時期、方法）について関係機関と調整する。（写真4.3.2-10） さらなる治水安全度の向上のためには、神崎川の流下能力の向上対策または上流からの流量低減対策を実施する必要がある。上流からの流量低減対策としての余野川ダム等洪水調節施設の整備については、他の支川との治水安全度のバランスをふまえ、実施時期を検討する。	銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流においても昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることが可能となる。なお、狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、川西・池田地区の築堤・護岸及び河道掘削が完了次第、これに応じた部分開削を実施するとともに、その後の更なる開削については、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施（実施時期、方法）について関係機関と調整する。（写真4.3.2-10） なお、猪名川における戦後最大洪水に対応した治水対策は、引き続き流域協議会など総合治水対策の枠組みの活用により実施することとし、流域からの流出抑制等を図ることとする。 さらなる治水安全度の向上のためには、神崎川の流下能力の向上対策または上流からの流量低減対策を実施する必要がある。上流からの流量低減対策としての余野川ダム等洪水調節施設の整備については、他の支川との治水安全度のバランスをふまえ、実施時期を検討する。	大阪府、兵庫県知事意見を踏まえ修正

淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表

淀川水系河川整備計画(案)	淀川水系河川整備計画	
(4) 高規格堤防（スーパー堤防）の整備 背後に人口、資産等が高密度に集積した淀川の下流部に いて、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を 上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整 備する。あわせて、耐震性の向上を図るとともに、眺望の優れ た快適なまちづくりを推進する。(図 4. 3. 2-27) 整備にあたっては、淀川と大和川に挟まれた大阪の中枢部を 防御する堤防の区間を重点整備区間とし、積極的に調整を進め 事業を実施する。また、重点整備区間以外の区間においても、 まちづくりとの一体的整備など合意の得られた地区から事業 を実施する。 現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成 を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区など においては、早期の事業着手を目指し調整を継続する。(図 4. 3. 2-28、表 4. 3. 2-2)	(4) 高規格堤防（スーパー堤防）の整備 背後に人口、資産等が高密度に集積した淀川の下流部に いて、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を 上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整 備する。あわせて、耐震性の向上を図るとともに、眺望の優れ た快適なまちづくりを推進する。(図 4. 3. 2-27) 整備にあたっては、淀川と大和川に挟まれた大阪の中枢部を 防御する堤防の区間を重点整備区間とし、積極的に調整を進め 事業を実施する。また、重点整備区間以外の区間においても、 まちづくりとの一体的整備など合意の得られた地区から事業 を実施する。 現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成 を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区など においては、早期の事業着手を目指し調整を継続する。調整を継続 引き続き関係 機関と十分協議する。(図 4. 3. 2-28、表 4. 3. 2-2)	大阪府知事意見を踏まえ修正